

＜施設概要＞

(1) 老人福祉センターいこいの家楽友荘

施設名	老人福祉センターいこいの家楽友荘	
所在地	新潟市南区味方 583 番地 1	
設置条例名	新潟市老人福祉センター条例	
設置年月	平成 24 年 1 月	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート平屋建
	延床面積	627.10 m ²
施設内容	大広間, 個室 (3), 浴室男女各 (1), 事務室等	
主な料金区分	(入館料) 市内 60 歳以上：無料, 同 60 歳未満一般：300 円 同小・中学生：140 円, 同乳幼児：無料 市外一般：540 円, 同小・中学生：140 円, 同乳幼児：無料 (個室) 1 室につき 170 円 (入浴料) 市内 60 歳以上 1 回：120 円, 1 か月定期利用券：600 円 6 か月定期利用券：3,600 円, 1 年定期利用券 6,000 円	

【休館日】

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは，その翌日も休館）

(3) 1 月 2 日及び 3 日，8 月 13 日から同月 15 日まで並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

※ 市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は，臨時に休館日を定め，又は休館日に開館することができる。

【利用時間】

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（入浴可能時間は午前 10 時から午後 4 時）

※ 市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は，臨時に利用時間を変更することができる。

(2) 老人福祉センターいこいの家月寿荘

施設名	老人福祉センターいこいの家月寿荘	
所在地	新潟市南区月潟 770 番地	
設置条例名	新潟市老人福祉センター条例	
設置年月	昭和 46 年 12 月	
施設規模	構造	木造一部鉄筋コンクリート平屋建
	延床面積	460.57 m ²
施設内容	大広間, 個室 (3), 浴室男女各 (1), 事務室等	
主な料金区分	(入館料) 市内 60 歳以上 : 無料, 同 60 歳未満一般 : 300 円 同小・中学生 : 140 円, 同乳幼児 : 無料 市外一般 : 540 円, 同小・中学生 : 140 円, 同乳幼児 : 無料 (個室) 1 室につき 500 円, 大広間半日につき 4,000 円等 (入浴料) 市内 60 歳以上 1 回 : 120 円, 1 か月定期利用券 : 600 円 6 か月定期利用券 : 3,600 円, 1 年定期利用券 6,000 円	

【休館日】

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (その日が月曜日に当たるときは, その翌日も休館)

(3) 1 月 2 日及び 3 日, 8 月 13 日から同月 15 日まで並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

※ 市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は, 臨時に休館日を定め, 又は休館日に開館することができる。

【利用時間】

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (入浴可能時間は午前 10 時から午後 3 時 30 分)

※ 市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は, 臨時に利用時間を変更することができる。

(3) 老人福祉センター白寿荘

施設名	老人福祉センター白寿荘	
所在地	新潟市南区白根 1132 番地 1	
設置条例名	新潟市老人福祉センター条例	
設置年月	昭和 48 年 2 月	
施設規模	構造	鉄筋コンクリート平屋建
	延床面積	1,050.73 m ²
施設内容	大広間, 個室 (4), 浴室男女 (各 1), 事務室等	
主な料金区分	(入館料) 市内 60 歳以上 : 無料, 同 60 歳未満一般 : 300 円 同小・中学生 : 140 円, 同乳幼児 : 無料 市外一般 : 540 円, 同小・中学生 : 140 円, 同乳幼児 : 無料 (個室) 1 室につき 320 円 (入浴料) 市内 60 歳以上 1 回 : 120 円, 1 か月定期利用券 : 600 円 6 か月定期利用券 : 3,600 円, 1 年定期利用券 6,000 円	

【休館日】

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (その日が月曜日に当たるときは, その翌日も休館)

(3) 1 月 2 日及び 3 日, 8 月 13 日から同月 15 日まで並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

※ 市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は, 臨時に休館日を定め, 又は休館日に開館することができる。

【利用時間】

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで (入浴可能時間は午前 9 時から午後 4 時)

※ 市長が施設の管理上特に必要があると認める場合は, 臨時に利用時間を変更することができる。